

みんなのクレジット取引約款

第 1 条 (適用範囲)

- 1 本約款は、株式会社みんなのクレジット（以下「営業者」といいます。）が行う金銭の貸付けにかかる事業に対する匿名組合出資に関して、その取得の申込の勧誘及び受付（以下「募集」といいます。）を行うに際して営業者とお客様の間における同出資申込みに関する取り決めを記載するものです。お客様は本約款に従って営業者が募集する匿名組合出資に関して、営業者との間で匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といいます。）を締結いたします。
- 2 お客様は、本匿名組合契約の申込みに関し、本約款のほか、営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 お客様の申込みに基づき営業者とお客様の間で成立する匿名組合契約は、別紙「匿名組合契約約款」の規定に従うものとします。
- 4 本約款は、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の書面及び同法第 37 条の 4 第 1 項の書面の一部をなすものとします。

第 2 条 (定義)

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者が行おうとする個別の金銭の貸付けに関する事業をいいます。
 - (2) 「匿名組合契約申込条件」とは、お客様が本匿名組合契約の申込みを行う条件をいいます。
 - (3) 「本貸付契約」とは、本営業に関して営業者が締結する複数の金銭の貸付契約をいいます。
 - (4) 「本借入人」とは、本貸付契約の複数の借入人をいいます。
 - (5) 「取引口座」とは、本約款に定める取引のために、お客様が株式会社みんなのクレジットに開設した口座をいいます。
 - (6) 「営業日」とは、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (7) 「本匿名組合員出資金」とは、お客様が本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (8) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、お客様以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (9) 「本ホームページ」とは、株式会社みんなのクレジットが、インターネット上において、本匿名組合出資持分の取得の申込の勧誘等を行うために開設するページをいいます。

(10) 「登録会員」あるいは単に「ユーザー」とは、本ホームページ上において、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、My Page その他の専用ページにログインするためのユーザーアカウント及びパスワードを付与された者をいいます。

(11) 「My Page」とは、登録会員のために開設される、本ホームページ内における当該登録会員専用のページをいいます。

(12) 「ログイン」とは、本ホームページ上において、ユーザーアカウント等を入力し、My Page その他当該登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。

(13) 「保証人」とは、営業者に対し、本貸付契約に基づき本借入人が営業者に対して負担する一切の債務を連帯して保証する旨約した者(但し、保証会社は除きます。)をいいます。

(14) 本貸付契約は、不動産を有する本借入人に対して、その有する不動産を担保として、営業者と本借入人との間で締結される金銭消費貸借契約をいいます。

2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第 3 条 (口座の開設)

1 お客様は、本約款に定める取引のため、株式会社みんなのクレジットに取引口座を開設するものとします。取引口座の開設にあたり、お客様は、所定のページ上で職業、勤務先、勤務先電話番号、取引口座からの出金に使用する銀行口座番号その他、株式会社みんなのクレジットの定める事項を入力し、かつ、株式会社みんなのクレジットが要求するその他の書類を株式会社みんなのクレジットに差し入れるものとします。

株式会社みんなのクレジットは所定の審査を行い、お客様の取引口座開設の申込を承諾する場合には、株式会社みんなのクレジットは、お客様に対して、取引口座を開設するものとします。株式会社みんなのクレジットは、お客様に対し、口座を開設する義務又は口座の開設を承諾しなかった場合にその理由を説明する義務を負うものでもありません。

なお、お客様は、取引口座の開設に当たり、営業者との間で締結することとなる匿名組合契約の内容に関する契約締結前交付書面(金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の書面)及び匿名組合契約成立通知書(金融商品取引法第 37 条の 4 第 1 項の書面)につき、本ホームページ上よりダウンロードする形式において電磁的に提供を受けることについて承諾するものとします。

2 お客様が前項により株式会社みんなのクレジットに届け出た事項を変更したときは、直ちに株式会社みんなのクレジットが定める方法によりその旨の届出を行うものとします。

3 株式会社みんなのクレジットは、本匿名組合契約に基づく出資金、返還出資金、配当利益、手数料その他営業者及び株式会社みんなのクレジットがお客様との間で授受する金銭を取引口座により管理するものとします。

4 お客様は、未決済の取引がなく、かつ、営業者に対する債務がない場合には、何時でも取引口座を解約することができるものとします。また、株式会社みんなのクレジットは、お客様に対し、書面による解約通知を行うことにより、何時でも取引口座を解約できるものとします。本約款の他の規定にかかわらず、当該解約により、未だ成立してない本匿名組合契約の申込みは直ちに失効するものとします。但し、当該解約は、既に成立した本匿名組合契約の効力に影響を及ぼさず、また、既に発生した本約款に定める当事者の義務を免責させないものとします。

第 4 条（リスクの開示）

お客様は、取引口座の開設にあたり、本匿名組合契約に関する契約締結前交付書面を熟読し、その内容を理解するものとします。

第 5 条（出資金の預託）

1 お客様は、次条による本営業に関する本匿名組合契約の申込みを行う前に、本営業に対してお客様が出資しようとする金額及びこれに対応する営業者報酬その他本匿名組合契約が成立した場合に営業者に対して支払いが必要となる金額の全額を取引口座に送金して預託するものとします。お客様は、株式会社みんなのクレジットによる同金額の入金確認後のみ、出資申込みをすることができるものとします。同金額の預託に必要な銀行送金手数料はお客様の負担とします。

2 お客様が第 1 項に基づき取引口座に預託した金員は無利息とします。

3 お客様は、株式会社みんなのクレジットがお客様から第 1 項に基づき預託を受けた金員を、他のお客様の預託した金員と一括して、株式会社みんなのクレジットの固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座で保管することに同意します。

第 6 条（本匿名組合契約の申込み及び成立）

1 営業者は、本借入人から貸付契約の申込みがなされた場合には、あらかじめ営業者が定める内規に従い審査を行い、営業者が適当と判断する申込みについて、本匿名組合持分の募集を行うものとします。

2 お客様は、ログインした上で、別紙の募集手続規則に基づき、お客様が希望する出資金額、運用金利その他の本匿名組合契約申込条件を本ホームページ上の募集手続のために設定したページから入力することにより、本匿名組合契約の申込みを行うものとします。

3 別紙の募集手続規則に従い、お客様の本匿名組合契約申込みについて営業者が承諾し、その旨の通知をお客様にした場合には、本貸付契約及び本匿名組合契約が成立したものとします。本貸付契約に対する出資者が複数ある場合に成立する本匿名組合契約とその他匿名組合契約は、別個の匿名組合契約とし、お客様とその他匿名組合員の間には、組合関係その他一切の直接の契約関係は成立しないものとします。

4 本貸付契約及び本匿名組合契約が成立した場合、株式会社みんなのクレジットは、お客様が取引口座に預託した金員のうち、本貸付契約のためにお客様が出資する金額を直ちに送金するものとします。

5 前項にかかわらず、理由の有無を問わず、本借入人が貸付金の受領前に、本貸付契約の申込みを取り消した場合その他営業者が本貸付契約に基づく貸付けを行うことが適当ではないと判断する場合には、営業者は、本匿名組合契約を解除することができ、この場合、営業者は、本匿名組合契約に関する出資金その他本匿名組合員より受領した金員全額を、取引口座に入金する方法により、お客様に返金するものとします。

6 前各項に定めるほか、募集手続は、別紙の募集手続規則に従うものとします。

第 7 条 (出金)

営業者は、本匿名組合契約による取引の損益等を考慮して、取引口座からの出金可能額をお客様の My Page 上に表示させることにより、お客様に通知するものとします。お客様は、出金可能額のうち、出金希望額をお客様の My Page の所定欄に入力し、営業者に通知するものとします。営業者は、お客様の出金依頼を受付後、三営業日内にお客様が指定した口座に出金額を送金するものとします。ただし、当該送金に係る手数料が発生した場合は、お客様の負担とします。出金可能額から出金額を控除した残額が当該送金手数料に満たない場合は、株式会社みんなのクレジットは、その満たない額について出金額から控除して送金することができるものとし、なお不足が生じる場合にはあらかじめ送金に係る手数料に必要な入金がない限り出金はできないものとします。

第 8 条 (表明及び保証)

お客様は、株式会社みんなのクレジットに対し、取引口座の開設及び本匿名組合契約の申込みの時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。

(1) お客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。お客様が法人である場合には、お客様は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、お客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、お客様は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。

(2) 本匿名組合契約は、その締結により、お客様の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。

(3) お客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿

名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、お客様の定款その他の内部規程、お客様自身が当事者となっている契約又はお客様若しくはお客様の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。

(4) お客様の経済状況又はお客様による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停又は行政手続も係属していないこと。

(5) お客様は支払不能ではなく、かつお客様について破産手続開始、民事再生手続開始その他お客様に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。

(6) お客様が本約款の規定に従い、株式会社みんなのクレジットに提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。

(7) お客様が行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。

(8) お客様が株式会社みんなのクレジットに預託した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。以後の改正も含む。）第 2 条 4 項に規定する「犯罪収益等」でないこと

(9) お客様は、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。

第 9 条（不保証）

お客様は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、営業者又は保証会社は、本営業の結果について何ら保証するものではありません。

第 10 条（通知）

1 本約款に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとします。なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面による通知により、住所等の変更を行うこととします。

2 お客様が株式会社みんなのクレジットに届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 11 条（譲渡制限）

お客様は、株式会社みんなのクレジットの事前の書面による承諾無く、その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡し、その他の処分をすることができないものとします。

第 12 条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、株式会社みんなのクレジットは遅滞なく本ホームページ上に掲載するものとし、同掲載後にお客様が本匿名組合契約の申込みを行った場合には、その改訂に同意したものとします。

第 13 条（免責事項）

株式会社みんなのクレジットは、次の各号から生じる事由からお客様に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) お客様の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 原因の如何にかかわらず、お客様、本借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 本借入人の本貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第 14 条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第 15 条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。